

身分制議会と立憲主義（六）

北原仁

はじめに

一 「封建制から資本主義への移行」再論

- 1 封建制をめぐる日本と西欧

- 2 「封建制から資本主義への移行」と比較憲法史

- 3 従来の理論の問題点（以上第一五巻第二号）

二 身分制議会と近代国家

- 1 身分制議会の誕生と発展

- 2 「軍事革命」と身分制議会

- 3 身分制議会の類型と國家形成（以上第一六巻一号）

三 近代国家の類型と立憲主義

- 1 近代国家の類型としての官僚制立憲主義—イギリス

2 パーラメントと主権

（1）議会主権

- （2）パーラメントの成長（以上第一七巻第一号）

- （3）「修正主義」歴史学と主権

- （4）主権と国家

- （5）主権と反逆

- （i）カルヴァイン事件と「王の二つの身体」

- （ii）反逆罪立法

- （iii）ローマ法における反逆罪（以上第一九巻第一号）

- （6）パーラメントと忠誠

- （i）イギリスのパーラメントの特質

(ii) パーラメントの権能と歴史理論

(7) 反逆罪と「王の二つの身体」

(8) パーラメントと「古き憲法」論（以上第一〇巻第一二号）

(9) 一七世紀および一八世紀の反逆罪と主権

(i) イギリスの内乱後のパーラメントと反逆罪

(ii) 「財政軍事国家」と反逆罪

3 フランスにおける身分制議会と主権論

(1) 修正主義歴史学と三部会

(2) 三部会と主権論争

(i) 地方三部会と全国三部会

(ii) 「神秘体」と全国三部会

(iii) 「神秘体」概念の黄昏

(3) フランス絶対主義国家の構造

(4) 絶対主義と税制

(i) 租税制度と売官制

(ii) 税制改革と絶対主義（以上本号）

(9) 一七世紀および一八世紀の反逆罪と主権論

（一）イギリスの内乱後のパーラメントと反逆罪

一六四九年一月四日、庶民院の決議は、「集会したパーラメントにおけるイギリスの庶民院は、人民によつて選出され、人民を代表するものであり、この国における最高権力を有する」のみならず、「パーラメントに集会した庶民院が制定するかまたは宣言するものは、すべて法的効力を有する」と宣言した。⁽¹⁾さらに、チャールズ一世の処刑の当日の一六四九年一月三〇日、パーラメントは、皇太子が正当な国王であることを主張する者に反逆罪を適用すると宣言した。また、五月一日の法律は、次のように命じている。「イングランドおよびアイルランドならびにそれに属する領土と領域の人民は、如何なる程度や条件であろうとも、先の国王の子孫の何れの者に対してなされたと思われるあらゆる忠義、忠順および忠誠から免れる。この国の国王職は、ひとりの人間に存するものでも、行使されるものであつてはならない。何人も、前記国土と領土の、またはいざれかの国王の職、形式、威厳、権力または権威を持つてはならないか、あるいは、持つことは認められない」と。今や、臣民は、「この国民の現在の代表者たちとその後継者だけに存すると宣言された最高権威」に忠誠を誓つてゐるのであるから、この命令に背くものは、反逆者である。⁽²⁾

政体と国王の身分との結びつきは、切斷された。王の一つの身体の理論は、適用できなくなり、政体と国王の身分との関係は、変わらざるをえなかつた。そこで、全人民が「団体 (universitas) つまり單一で抽象的な法人格」を形成するという意味での抽象的な国家を意味することとなつた。⁽³⁾

このような思想を表しているのが一六四八年に英訳されたユグノー派の『暴君反駁論』(Vindicae Contra Tyrannos)

nos)』であった。これは、四つの問題を論じている。すなわち、①君主が神の法に背くことを命じても、臣民は、服従しなければならないか、②神の法を侵し、教会を破壊する君主に抵抗することは、適法だろうか（その場合に）は、誰が、どうやって、どの程度まで、君主に抵抗すべきなのだろうか）、③国家を破壊する君主に抵抗するのは、適法であろうか（その場合、抵抗組織を誰に委ねるべきか）、④隣国の君主は、宗教を理由とするか、または暴政によつて苦しむ君主の臣民を法的に助けなければならないのだろうか、というものである。⁽⁴⁾ ①の問題については、臣民は、そのような君主に対しても服従すべきであるが、②については、人民も君主とともに神に対して抵抗できる。⁽⁵⁾ ③に関しては、王位継承は一般的に世襲であるが、戴冠式に見られるように、王権は、人民の選択によるのであるから、国王は、人民の代理人であり、公益に奉仕するのである。したがつて、王権の基礎は、人民主権であり、君主が正義と公平を歪めようとするならば、実力の行使も許される。⁽⁶⁾ ④については、君主は、他国の苦しんでいる人民を見過ごすべきではないとされる。したがつて、「国王は死すとも、人民は、他の何れの団体と同じく、決して死にはしない」のである。⁽⁷⁾

反逆罪の定義についても、公権力つまり「國家」の団体と個人が混合している概念から国家の非人格的または「抽象的」概念への変遷がみられる。王の自然の身体は、一箇所にしかどまることができないので、反逆罪は、国中のどこでも犯すことができるとななければならない。したがつて、国王の法または人民の転覆・破壊は、国王の死を日論むという解釈をせざるをえない。このような公権力概念は、長期議会の召集以前から、当たり前の概念であつた。

英國は、單一の政体ではなく、一人の個人への忠誠によつて結びつけられた複数の政体である。だから、アイル

ランドのよ／＼な全く別の領地を統治できるとするためには、国王の権威を団体として考える必要があった。国王殺しによ／＼て、国王の地位は、国家における小行政官 (*inferior magistrate*) へ再定義されたが（国家機関説になぞらえて言えば、国家機関であろう）、国家の政体は、団体のままであった。これは、完全な共和主義ではないが、「君主制共和国」とか「貴族的共和主義」とでもいふもの、つまり、「君主は同輩中の首席 (*primum inter mares*)」として、一種の大統領として取り扱われると／＼統治制度である。反逆罪を審理した高等裁判所は、君主制それ自体ではなく、世襲君主制と特に攻撃したのであって、これは、選挙による官職を重視する古典的な共和主義の価値を反映してはいたが、君主制支配を完全に拒絶したわけではないのである。⁽⁸⁾

一六四九年三月一七日、「イギリスおよびアイルランド並びにそれらに付属する領土における国王職を廃止する制定法」を可決した。これは、次のよ／＼に述べ。「本パーラメントおよびその権威により、全てのイギリスおよびアイルランドの人民は、…前記国王の問題と子孫または国王の下での主張に負うべきとされるあらゆる忠義、敬意および忠誠がら免れるものとする」と。五月一九日には、残部パーラメントの制定法によって、イギリスは、以後、⁽⁹⁾ 国の最高機関であるパーラメントの人民代表によつて統治されると宣言した。⁽¹⁰⁾

しかし、パーラメントが主権者であることを自ら確認したが、一六五三年、クロムウェルは、残部パーラメントを解散し、パーラメントは、「最高権力」ではなくなりた。したがつて、国王に代わつて、クロムウェル自身に対する反逆罪を制定せざるを得なかつた。一六五六年、第一次護国卿政府は、「護国卿閣下の身体の安全と安寧にある国民の継続のための法律 (Act For the Security of His Highness the Lord Protector His Person, and Continuance of the Nation in Peace and Safety)」を制定した。⁽¹¹⁾ 反逆罪に関するでは、結局、護国卿が国王にひきつて替ひたに至らなかつたのである。

王政復古後の一六六〇年一〇月一〇日に開始されたチャールズ一世の死刑に関与した二九人の反逆罪裁判は、エドワード三世治世第二五年の反逆罪法に基づいて行われた。一六六〇年以降も、主要な問題が依然として宗教と世俗権力の剥奪であったので、反逆罪に関する議論は、一六四一年以前のものと同じであった。法皇派に対する、次いで共和派と非国教徒に対する反逆罪裁判は、一六七七年から一六八三年まで頻繁で苛酷なものであった。⁽¹²⁾つまり、政府は、プロテスチアントの国王の正統性に対する異論を封じようとしたのである。たとえば、ルジヤーノン・シドニー（Algernon Sidney）は、チャールズ一世と王位継承者のジェームズ二世を殺害しようとしたというライ・ハウス陰謀事件（Rye House Plot）に加担したとして、反逆罪で訴追された。この事件の背景には、チャールズ二世は、一六八一年にいわゆるオックスフォード・パーラメントを解散し、フランスのルイ十四世からの資金援助を得てパーラメントから財政的に独立できるようになる一方で、ホイッグ派は、政治的に後退を余儀なくされたという事情がある。チャールズ二世は、政治的報復に出たのである。⁽¹³⁾しかしながら、シドニーに関しては、反逆罪立法で要求される有罪に必要な二人の証人を立てることができなかつた。そこで、シドニーの手稿『統治論』（Discourses Concerning Government）そのものが、「書くことは、行動する」と（scribere est agree）⁽¹⁴⁾という新たな原則に基づいて、一人目の「証人」とされて、死刑を宣告されたのである。⁽¹⁵⁾この『統治論』は、裁判で用いられただけではなく、政治思想上重要な意義を有していた。それは、一六八〇年に出版されたロバート・フィルマー（Robert Filmer）の『家父長論』（Patriarcha）の王党派の家父長權的な絶対主義論に向けられたものであるにとどまらず、失われた世界を取り戻そうとする努力でもあり、極めてイデオロギー的な當為であった。⁽¹⁶⁾財政軍事国家

の成長とともに上昇するジェントリリーは、「一人の家長の下にある階層秩序が唯一の正しい社会秩序」であるという信念に支えられており、財政軍事国家の発展は、家父長的権威によつて表されていたのである。⁽¹⁷⁾しかし、ホイッジ派は、ジエームズ一世の王位継承がカトリック教会の復興につながるのではないかという恐れを抱いており、フィルマーの論理は、これを容認するものだという危惧が広がつていた。

フィルマーの思想は、次の六点に要約できる。①君主制以外の統治形態はない、②父権的な君主制しかありえない、③父権的君主制は、絶対主義的または恣意的でしかない、④貴族制または民主制というようなものはない、⑤暴政のような統治形態はない、⑥人民は、生まれながらに自由ではない、というものである。彼の考えは、聖書とボダンの思想に依拠していた。⁽¹⁸⁾このフィルマーの思想に立ち向かった代表的な思想家が、ジエームズ・テリル、ジョン・ロックおよびアルジャーノン・シドニーであり、これら六つの点を鋭く批判した。⁽¹⁹⁾

(ii) 「財政軍事国家」と反逆罪

一七世紀、ピューリタン革命に見られるように世俗社会を理想の国に作り代えようとする終末論的な思想が一方にあり、より世俗的で慣習と個人の経験を重視する伝統的な思考方法が他方についた。後者の思想にも、コモン・ローと憲法は、ノルマン人の征服以前から受け継いだものだという古き憲法論と、王政復古後に見られる制度の歴史的連続性を重視する保守主義があり、これは、一八世紀、バークによつて完成された。⁽²⁰⁾この保守主義は、「一種の現在中心的な保守主義 (a kind of presentistic conservatism)」といふべきものであつて、パーラメントや憲法の起源の古さによつてその主権的権威を正当化するという思考方法を拒絶する。これは、その意味で、歴史に内在する価値を否定する自然権と社会契約に基づくホップズの思想とも、親和的な側面がある。両者ともに、相続財産

ではなく、個人の交易によつて経済生活が成り立つと考える点で共通している。しかし、一七世紀後半から一八世紀初めにかけてのイギリス経済と国家の急速な発展は、国債に代表される国家の腐敗や大規模な常備軍に対する疑念を生み、独立した武装自由土地保有者からなる共和国の建設を説く共和主義思想を生みだした。そして、イギリスは、このような共和主義思想をも取り込んでいった。⁽²¹⁾

イギリスは、ヨーロッパ大陸諸国、特にフランスとの時には戦争にまで及ぶ対立によって、「財政軍事国家」へと変貌を遂げていった。しかし、だからといって、イギリス国家が専制化したということを意味しない。国家は、権力の中心であるだけでなく、正当性の源泉でもあるから、イギリス国家がイギリス人の自由を守るという正当性を有するかぎり、財政軍事国家に正当性が与えられるのである。⁽²²⁾

一六九六年一月二一日に成立した「反逆罪および反逆罪投獄過誤裁判規則法 (An Act for Regulations of Trials, in Treason and Misprison of Treason)」(三月二十五日施行) のように、被告人の権利を拡大し、裁判手続きを改善したものも見られる。⁽²³⁾ また、この法律の直後に、「陛下の身体の安全法 (An Act of the Security of his Majesty's person)」が制定された。これは、ウイリアム国王を違法な国王であるとか、故ジョームズ国王またはその子孫が王位継承権を有すると書いたり、宣言することを反逆行為と定めている。つまり、法的な (de jure) 国王ではなく事実上の (de facto) 国王に対する反逆が罰せられるのである。したがつて、反逆罪は、国王に対する反逆といつよりは、名譽革命で成立したハノーヴァー朝を擁護する機能を有していた。⁽²⁴⁾ そこで、最早、臣民は自然人たる国王に忠誠を誓つているというカルヴィン事件の判旨を援用できないこととなつた。しかしながら、名譽革命後の反逆罪立法は、基本点に従来のものと同じであった。第一に、国王主権は、変更されず、第二に、確立された政府に対する挑戦は、依然王家からのものであつたというのがその理由である。依然として一三五二年のエドワード三世治

世第二五年の反逆罪法が、名譽革命とこれによつて選ばれた王朝を守るむゝとも効果的な道具であったのである。⁽²⁵⁾

アン女王治世第二一年法律第二一号によつて、イギリスの反逆罪は、スコットランドにも適用され、英國の反逆罪法となり、スコットランドのジャコバイト (Jacobites) (ジョームズ一世の王位の正統性を主張して、スチュワート王朝の復活を目指して活動する者) を反逆者として訴追であるよべになつた。しかしながら、一八世紀半ばまでには、ジャコバイトは、世代交代の波に洗われ、消滅してしまつた。

一七六五年、ブラックストーンは、『イギリス法釈義 (Commentaries on the Laws of England)』の第一巻を出版した。ブラックストーンの議論は、イギリスは、国王と両院からなる混合政体であつて、主権は、「議会の中の国王」に存する、と一六世紀以来の伝統的な主権論を述べ、王位は、世襲であるが、議会による制約を受けると解説している。⁽²⁶⁾

ブラックストーンは、人民の義務について、歴史的に次のように素描する。封建法においては、領主と家臣との関係は、土地を介して結ばれており、家臣からの義務は、忠心 (fidelitas) と呼ばれた。しかし、最高権力者である君主が出現すると、君主に対して、家臣は、忠誠の誓約 (the oath of allegiance) によつて、家臣は「忠実な従者 (homines ligii)」となり、君主は「主君 (dominus ligius)」となつた。この忠誠の誓約は、国王とその王継承者に対する誠実の約束を含むよつこなつた。もしも、「最高支配権の誓約 (The oath of supremacy)」においては、教皇の権威を否認し、また、ウイリアム国王の治世に導入された「放棄の誓約 (the oath of abjuration)」には、忠誠の誓約が含まれ、スチュワート王朝の正統性を否認するが、一二歳以上の万人の義務とされた。忠誠の誓約には、永続的な「自然的忠誠 (Natural allegiance)」と一時的な「地域的忠誠 (local allegiance)」がある。前者は、出生によつて生ずるものであるが、後者は、一時的に外国人が当該国に居住するよつて生ずるものである。

君主は、王位剥奪者であつても、主権を完全に有している限り、常に出生による市民を保護する義務にあるので、臣民がその王位と威儀を損なう行為は、反逆とみなされるのである。⁽²⁷⁾

ブラックストーンは、反逆を次のように定義する。反逆とは、「国王と政府に対する罪だけでなく、上司が部下または下級者を信頼し、両者の間には、自然的・市民的・精神的な関係が存在するにもかかわらず、下級者がその信頼を悪用して、義務、服従および忠誠の務めを忘れ、上司または主君の生命を損なうときには、必ず発生するような併合的な罪をさす、法的に用いられる一般的な呼称である」と定義する。⁽²⁸⁾ この定義においては、「国王と政府に対する罪」が「反逆」とされており、忠誠の対象が「国王」だけでなく抽象的な概念である「政府」⁽²⁹⁾と拡大されている。これは、イギリスが王朝の血統と国王への忠誠に依拠する王朝国家から、課税と防衛の基礎をなす領土を国家概念の中核とする英國という「領土国家 (a territorial state)」⁽³⁰⁾と変貌している一面を反映している。

フランス革命の影響もあり、イギリスは、一八世紀末から一九世紀初頭にかけて、憲法原理について挑戦を受けるようになる。一七八〇年設立の憲法情報協会 (the Society for Constitutional Information) (SCI) や一七九二年設立の労働者・職人によって構成されたロンドン通信協会 (the London Corresponding Society) (LCS) などの政治改革団体が出現し、「男子普通選挙、毎年開催のペーラメントおよび均一な選挙区」を要求して、政治活動を繰り広げた。⁽³¹⁾ 政府は、このような政治運動の季節を迎えて、これを押さえ込むとして、いくつかの反逆罪裁判が開かれた。一七九四年のエデインバー裁判では、被告人は、ペーラメントの改革を目論んで、武装蜂起を計画したとして起訴された。被告人は、直接、国王の殺害を意図したのではなかつたが、検察官は、国王と両院が立法権を有するのであるから、ペーラメントを攻撃しようとする」とは、国王の殺害を謀ることに他ならないと論告し、裁判所は、大逆罪として有罪を宣告した。

同年のロンドン裁判においても、被告人たちは、憲法情報協会 (SOC) とロンドン通信協会 (LCO) の会員が混在しており、議会改革計画が大逆罪に該当する否かが争われた。ジェームズ・アイア卿 (Sir James Eyre) の告発では、計画は、直接国王を殺害しようとしたし、国王の命を狙うことになるとして、次のよべに国家を一つの統合体と規定した。「われわれの統治構造は、強固に打ち立てられており、帝国皇帝が全体の共通の中心なのであって、全体の何れの部分に対する反逆的な試みは、直ちにこの中心に伝達されるのであって、そいで感じ取られるのである。だから、公共的な政策と正義の原則に基づくだけでなく、反逆的な試みは、国王の身体と権威に対するものと同じものとして、処罰できるのである」と。⁽³²⁾しかし、判決は、議会改革計画は、反逆に当たらないとして、被告人は、無罪とされた。ジャコバイト裁判では、犯罪行為は、一三五二年の反逆罪立法に対応していたのに対して、フランス革命に触発されたいわばジャコバン派事件裁判では、国王個人というよりも、「議会の中の国王」⁽³³⁾に向けられていた。

ナポレオンの危機が去った後も、政治改革への願いは、衰えなかつた。人民ではなくて、何故財産が依然として正当な統治の基礎であるのかが問われ、人民の政治参加への欲求は、衰えることがなかつた。しかし、改革派の運動は、君主に誠実と忠誠を問題にしていたのではなく、議会の構成のあり方に向けられていた。もはや、反逆は、国王に対する信頼と忠誠に対する直接的な違背ではなく、国家全体に対する行為と定義しなくてはならなかつた。⁽³⁴⁾

(1) KENYON, J.P., *The Stuart Constitution: Documents and Commentary*, 2nd ed., Cambridge University Press, Cambridge, 1986, p. 292.

(2) STEFFEN, Lisa, *Defining a British State: Treason and National Identity, 1608–1820*, Palgrave, Hampshire, 2001, p.

39.

- (33) ORR, D. Alan, *Treason and the State: Law, Politics and Ideology in the English Civil War*, Cambridge University Press, Cambridge, 2002, pp. 171–2.
- (4) LASKI, Harold, "Historical Introduction," *A Defence of Liberty against Tyrants: A Translation of the Vindictae Contra Tyrannos by Junius Brutus*, G. Bell, London, 1924, p. 37.
- (5) *Ibid.*, pp. 38–44.
- (6) ORR, *op. cit.*, p. 172.
- (7) *Ibid.*, p. 208.
- (8) *Ibid.*, p. 209.
- (9) KENYON, *op. cit.*, p. 306.
- (10) ORR, *op. cit.*, p. 171.
- (11) STEFFEN, *op. cit.*, p. 42.
- (12) *Ibid.*, p. 44.
- (13) HOUSTON, Alan Craig, *Algernon Sidney and the Republican Heritage in England and America*, Princeton University Press, 1991, pp. 58–9.
- (14) *Ibid.*, p. 63.
- (15) 佐藤恒行『17世紀ヘボンス憲法思想史』(法律文化社、一九九〇年) 118頁以下参照。
- (16) HOUSTON, *op. cit.*, pp. 88–9.
- (17) BRADDICK, Michael J., *State Formation in Early Modern England c. 1550–1700*, Cambridge University Press, 2000, p. 430.

- (18) FILMER, Robert, *Patriarcha and Other Political Works of Sir Robert Filmer*, Basil Blackwell, Oxford, 1949, p. 229; HOUSTON, *op. cit.*, p. 90.
- (19) *Ibid.*, p. 89.
- (20) POCOCK, J.G.A., *Virtue, Commerce and History: Essay on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press, 1985, pp. 93–4.
- (21) *Ibid.*, pp. 96–9.
- (22) BREWER, John, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688–1783*, pp. ix–xx.
- (23) STEFFEN, *op. cit.*, p. 57.
- (24) *Ibid.*, pp. 58 & 70.
- (25) *Ibid.*, p. 68.
- (26) BLAKSTONE, Sir William *Commentaries on the Laws of England*, v. I, Cavendish, London, 2001, pp. 141–5.
- (27) *Ibid.*, pp. 280–2.
- (28) BLAKSTONE, Sir William *Commentaries on the Laws of England*, v. IV, Cavendish, London, 2001, p. 59.
- (29) BOBBITT, Philip, *The Shield of Achilles: War, Peace, and the Course of History*, Knopf, New York, 2002, p. 132.
- (30) STEFFEN, *Ibid.*, pp. 100–1.
- (31) *Ibid.*, pp. 104–5
- (32) *Ibid.*, pp. 106–7.
- (33) *Ibid.*, p. 116.
- (34) *Ibid.*, p. 155.

3 フランスにおける身分制議会と主権論

(1) 修正主義歴史学と三部会

イギリスの歴史家アルフレッド・コバンは、「修正主義の父」と呼ばれている。⁽¹⁾ 正統派と目されていたルフェーヴルの「ブルジョワ革命」理論とその後継者であるソブールの「農民・ブルジョワ革命」理論を、「理論に当てはめるために、一八世紀フランスを、基本的には依然として封建社会であったが、この封建社会は、革命後には資本主義と産業が支配的となるはずの封建社会であると見なさなければならなかつた」と厳しく批判したからである。⁽²⁾

したがつて、「アルフレッド・コバンの小著は、大学一年生向けのフランス革命の入門書というだけでなく、マルクス主義歴史解釈に共感する歴史家たちにたきつけられた挑戦状でもあつた。それは、西欧の文化的・思想的な価値の一部をなしている英國の自由主義的、経験的、歴史学的伝統のために、出版されたのである」と指摘されるのである。⁽³⁾ この批判は、フランス型の民主主義と英米型の民主主義との違いを意識しているとも読めるだけではなく、フランス革命がソヴィエト革命の正統性を論証するために用いられてきた点でも、両者の差異は重要である。ソルジエニーツインの作品がソヴィエトの強制収容所問題を提起したとき、「ロシアの例が、ブーメランのように、そのフランスの『起源』を撃ちに舞い戻つてくるのは避けられない」とフランソワ・フュレは、記している。⁽⁴⁾ このフランス革命のブルジョワ革命概念に対する批判は、その後大きなうねりとなつて修正主義歴史学という一大潮流を生みだしたことはよく知られている。歴史家たちは、フランス革命の社会的解釈を捨て去るようになつてきた。

「先ず第一に、研究の深まりの結果として、フランス革命とその起源の社会的解釈は、実質的に自らの重みに耐えかねて崩壊した」からである。⁽⁵⁾ 修正主義歴史学は、革命は、社会経済的な原因によつて生じたのではなく、政治的

危機に原因があると主張した。⁽⁶⁾

修正主義歴史学は、革命の政治過程に着目する。その代表的論者であるフランソワ・フュレは、ブルジョワ概念の曖昧さを批判して、「『ブルジョワ大革命』は形而上学的な怪物であつて、次々にとぐろを解いて見せるが、とぐろの中では、歴史の現実を締め上げて永遠の観点から (sub specie aeternitatis) 根拠と予言の土台を築いているのである」⁽⁷⁾ という。そして、トクヴィルのフランス革命論とマルクスの革命の理解の仕方とを対比する。マルクスによれば、フランス革命は、アンシャン・レジームを打ち倒して、近代国家を築いたが、「しかし、政治は、新たな国家における『民主主義的』市民を疎外することから生まれる幻想であるから、フランス革命は、今度は、政治を社会に吸収することでもぞく政治を破壊する『真の』革命に場所を譲らなければならないだろう」というのである。⁽⁸⁾ つまり、マルクスは、社会（経済社会）が政治を決定するという考えに執着し、「全生涯にわたって、特に、一九世紀フランスに関する著作において、この矛盾の正当化を止めようとしない」、とフュレは指摘する。⁽⁹⁾ マルクスが幻想化・神秘化された民主主義概念に固執するのに対し、トクヴィルは、民主主義の幻想こそがその本質なのであると解する。それゆえ、マルクスは、國家の幻想性に固執するあまり、社会から自立した国家の歴史を探求せず、一八七一年のパリ・コミューンの蜂起の祭に、ブルジョワ国家の終焉が迫っているという奇妙な確信を抱いたことは、「歴史を社会を前提とする発展の写し絵としてしか考えられない」証である、とフュレは評する。⁽¹⁰⁾

さらに、今日では、この修正主義に対する後期修正主義が生まれているという状況である。修正主義歴史学は、確かに「ブルジョワ革命」という単純化すぎる概念を打ち碎いてしまったとしても、変革の代理人であるブルジョワジーに代えて新たな政治文化を主役に据えたに過ぎず、その発生原因を十分説明してとはいえない、と後期修正主義歴史学は批判する。⁽¹¹⁾ しかし、後期修正主義も、古典的な革命の期限の解釈に取つて代わる枠組みを示している

とはいえない。⁽¹³⁾米国のフランス革命史家のリン・ハントも、マルクス主義歴史学および修正主義歴史学に、フランス革命を中心集権化の過程と見るトクヴィルの歴史観を支持するトクヴィル派歴史学を加えて、これら三つの歴史学について、次のように総括する。「マルクス主義者の説明では、自由主義的な立憲政治、デモクラシー、恐怖政治、そして權威主義的支配はすべて、ブルジョワの主導権の強化のしもべとして現れる。トクヴィル派の分析においては、それらはすべて中央集権化の力の進展に役立つ。修正主義者の説明はこの点でそれほど首尾一貫していない。というのも、修正主義者は、マルクスやトクヴィルの作品のような共通の原典を引き合いに出さないからである」⁽¹⁴⁾と。

修正主義および後期修正主義歴史学の何れも、直接フランスの身分制議会をテーマとして取り扱っているものは、ほとんどない。しかしながら、フランスにおける身分制議会を四〇年間以上にわたって研究したラッセル・メイジャーも、一九世紀前半のティエリの学説を批判するかたちで、革命前のフランス史におけるブルジョワジーの歴史的役割に疑問を投げかけるにいたっている。ティエリによる第三身分の歴史は、次のように要約できる。「それは、根底においては、われわれの市民社会の発展に他ならず、ローマ帝国の崩壊で生じた道徳、法および環境の混乱から、今日の秩序、統一および自由の体制まで続いている。この両極端の間には、長く労苦に満ちた道が横たわっており、この道を辿つて、ガリア・ローマ社会、ガリア・フランク社会および中世フランス社会の劣つて抑圧された階級は、徐々に上昇し、完全な市民的・政治的権利を得るまでになつたのである。このような大発展によつて、われわれが生きているこの地上から、暴力的または違法な不平等状態、つまり、主人と奴隸、征服者と被征服者、領主と農奴という不平等な関係は、消滅し、その代わりに、最後に、同じ人民、万人に対する平等な法、自由で主権を有する国民が見られるのである」と。⁽¹⁵⁾つまり、王権の伸張に伴い、貴族と第三身分は、敗北したが、第三

階級の失地は見かけだけであり、経済的に繁栄し、「第一階級は、絶えず上昇していくのがフランスの歴史の趨勢であり法則である」という歴史観が、直ちに正統派の地位を占めるようになった。⁽¹⁶⁾その後の研究は、ブルジョワジーの役割についてより精緻になりはしたが、メイジヤーの結論は、何のよだな仮説を裏切るものである。

それは、①国王は、全国三部会を天敵といつよりも統治能力を高める道具と見なした、②必要な協力を確保するためには、国王は、代議員と対等に取引きした、というものである。⁽¹⁷⁾しかしながら、全国三部会は、一六一四年を最後に一七八九年まで召集されなかつた。したがつて、この結論は、ルネッサンス期の君主制には妥当しても、その後の絶対主義君主制には妥当しない。やゝど、絶対主義の統治構造を解明するためには、主権裁判所としてのパルルマーニュ(Parlement)と地方三部会の役割と機能の考察が不可欠である。

- (1) LEWIS, Gwynne, "Introduction," COBBAN, Alfred, *The Social Interpretation of the French Revolution*, 2nd ed., Cambridge University Press, 1999, p. xiii.
- (2) COBBAN, *op. cit.*, p. 169. 「農民」に代えて、「民衆」の革命における役割を重視する「民衆・ブルジョワ革命」とやむに留めざる理諭を唱へられてゐる(柴田千雄『フランス革命』(岩波書店、一九八九年)一一〇一～一一〇頁)。何の場合の「民衆」が、ミ歇連(Michelet)の場合の「民衆=人民」概念よりは厳密になつておらず(ミ歇連は、フランス革命について、「何の歴史にはわふつの英雄しかいなし、すなわち人民である」と唱へ。→・ミ歇連『フランス革命史(下)』(中公文庫、一九〇六年)三一八六～七頁)、都市住民を意味してゐる。しかし、何の見解では、「農民」の存在は、無視されぬわけである。
- (3) LEWIS, *op. cit.*, pp. xlvi–xlvii.
- (4) FURET, François, *Penser la Révolution française*, Nouvelle Ed., Gallimard, 1983, pp. 25–6. フランソワ・フュレ／大

- 津真作訳『フランス革命を考へる』(新波書店、一九八九年) 参照。フランス革命とローラン革命との関係について、「問題は、1789の革命が似てゐるかどうかは、どの程度、似てゐるかである」もしくは「革命を找出する」と題する。 MAYER, Arno J., *The Furies: Violence and Terrors in the French and Russian Revolution*, Princeton University Press, Princeton, 2000, p. 29.
- (15) BAKER, Keith Michael, *Inventing the French Revolution*, Cambridge University Press, 1990, p. 2.
- (6) DOYLE, William, *Origins of the French Revolution*, 3rd ed., Oxford University Press, 1999, p. 26.
- (7) FURET, op. cit., p. 161. たゞ、「18世紀フランス商業資本主義が浸透してしまって、フランス革命の「ルーブル革命」が既に既成の見解を依然として存在する」 JONES, Colin, "Bourgeois Revolution Revivified: 1789 and Social Change," KATE, Gary (ed.), *The French Revolution: Recent Debates & New Controversies*, Routledge, London, pp. 174-5.
- (8) FURET, François, *Marx et la Révolution française*, Flammarion, 1986, p. 25.
- (9) Ibid., p. 38.
- (10) Ibid., p. 40.
- (11) Ibid., p. 117.
- (12) KWASS, Michel, *Privilege and the Politics of Taxation in Eighteenth-Century France*, Cambridge University Press, 2000, p. 3-4.
- (13) DOYLE, op. cit., p. 41. ルフューラル・高橋幸八郎・柴田三一雄・辻塚忠助『1789年—フランス革命論』(新波文庫、一九九八年) も、その「解説」において、修正主義歴史学の成果を認めつつ、「修正主義がルフューラルの見解にとって代わる新しい全体的革命像を提示するにいたつてはなま」の結論で終わる(111七九～八〇頁)。
- 本書の英語版の序文でも、「ルフューラルが1789の経済的な階級闘争の結果として長期的な説明をする」とが以前ほん

- 説得力を持たないよハジ思われるムシトム、多くの学者は、革命をすくハイテオロギーと政治の問題に帰着メヤセウム
 リドムナム」と説明し、やはり革命の全体像を捉ベルムの難しムを指摘ムク（TACKETT, Timothy, "Introduction," LEFEBRE, George, *The Coming of the French Revolution*, Princeton University Press, Princeton, 2005, p. xxix.
- (14) ニム・ベヌ・スル・松浦義弘訳『ハルハベ革命の政治文化』(平凡社、一九八九年) 1111 頁。
- (15) THIERRY, Augustin, *Essai sur l'histoire de la formation et des progrès du tiersétat, fac-similé intégral de la réédition*, parue en 1860. Ressouvenances, 2000, pp. 1-2.
- (16) MAJOR, J. Russell, *From Renaissance Monarchy to Absolute Monarchy: French kings, Nobles & Estates*, The John Hopkins University Press, Baltimore, 1944, p. xv.
- (17) *Ibid.*, p. xviii.

(2) 三部会と主権論争

(一) 地方三部会と全國三部会

百年戦争の前とその初期の段階から見れば、フランスは、その後相対的に中央集権化された国家となつて、主権裁判所、パリに置かれた中央集権的な財政制度、支払うべき租税に同意を与える一つないし複数の代表制度がありえたかもしけない。しかしながら、長引く紛争の間に、実質的に広大な領域がパリの支配から脱して、地方制度が誕生し、これがすでにあつた場合には、それに強固なつて根を下ろした。つまり、百年戦争における戦費をまかなうための課税に同意する機関として、地方にも三部会が設置された。フランスは、ブルターニュ、ブルゴーニュ、ドフィネ、プロヴァンス、ラングドックなる国王と課税について交渉である地方三部会を有する地方 (pays

d'États) とフランス全土の約三分の一を占める直接国王の官吏が徴税する地域である直接徴税区地方 (pays d'élection) とに分かれ、統一的な徴税制度を創設できなかつた。地方制度は、しつかりと根を張り、強力な地方への忠誠心が国民意識の成長に対抗して、フランス多くの地域で成長した。貴族、僧侶、国王の官吏および多くの都市が王権の弱みにつけ込んで、課税を免れた。したがつて、ルネッサンスの君主が課税への同意を望んだとき、地方レベルで望んだのであつて、重い負担は担税力の最も弱い者に降りかかつた。こうした徴税制度は、この時からフランス革命まで続いた⁽¹⁾。

したがつて、百年戦争後に出現した君主制は、本質的に弱体であつた。君主制の軍と官僚制が衰れなほど貧弱な上に、軍は、貴族が支配していたからである。国王は、常に資金不足状態にあつて、便法に頼らざるをえなかつた。貴族、王の官吏およびいくつかの都市 (つまり、最も担税力のある者たち) が租税を回避したからである。そこで、国王は、市民の願望に応じざるをえなかつた。国王は、彼らの特権を承認し、地方に主権裁判所を創設し、王国全体の普通法の法典を編む代わりに、地方の慣習を法典化し、課税の同意が必要な場合には、全国三部会よりもむしろ地方三部会にこの同意に求めた。県、都市、村は、大きく自分たちの工夫に委ねられた。その結果、これらは、自己統治能力を高めた⁽²⁾。

全国三部会の召集権は、常に国王にあり、三部会は、国王から独立した機能を有せず、むしろ王位を強化する役割を担つていた。一三〇一年、フイリップ端麗王は、全国三部会を召集したが、その後、国王の権威の弱体とともに、全国三部会も不活発となつた。しかし、王権が強化されると、三部会は、一四五〇年頃に復活した。ところが、一四八四年の全国三部会は、国王にとって不首尾に終わり、三部会は、その後、一五六〇年までの間、召集されなかつた。一五六〇年のオルレアンと一五六一年のポントワーズで開催された全国三部会は、代議員が選挙団の訓令

に厳格に拘束されていたため、課税に同意できなかつた。国王は、その代わりに直接、地方三部会と課税について交渉することができた。⁽³⁾また、一三〇一年には、パリにパルルマン（Parlement de Paris）が設置された。その後、パルルマンは、フランス各地に設けられていつた。パルルマンは、司法作用だけでなかつた。王国の法令の効力は、パルルマンがこれを登録することによって、発生するとされていた。その際、パルルマンは、「諫奏」することもできた。したがつて、パルルマンは、立法作用の一部をも共有していただけでなく、「諫奏」を通じて、人民の利益をも代弁すると主張するにいたつた。⁽⁴⁾

(ii) 「神秘体」と全国三部会

全国三部会は、国家を身体に喩えるという「神秘体（corpus mysticum）」概念に取り入れられた。「神秘体」の意味は、一つあつて、一つは、キリストの実際の身体を意味し、もう一つがキリスト教共同体である。そして、一世紀になると、神秘体は、キリストが頭である教会を意味するようになり、それには、二三世紀には、「神秘体」概念は、世俗国家にも用いられるようなつた。⁽⁵⁾身体においては、体の各部が頭を守るように、「神秘体」においても、臣民はすべて国王を守らなければならず、その一方で、国王と王国を守るための課税は、「神秘体全体（totum corpus mysticum）」に平等に課せられなければならない、とジヤン・ジエルソン（Jean Gerson, 1363-1426）が述べたように、三部会は、神秘体の不可欠の要素となつた。⁽⁶⁾一五世紀には、国民の神秘体は、フランスの三身分が身体を構成し、国王が頭である団体と定義されるようになつた。⁽⁷⁾ただし、パリのパルルマンも、最高主権裁判所として、神秘体を構成しているという主張も見られる。⁽⁸⁾

神秘体は、フランスを構成している多様な団体があたかもひとつの身体であるように行動すべきであるという

フランスのパルルマン一覧表

ランク	設置の場所	設置者	設置年
1	パリ	フイリップ端魔王	111021年
2	トゥールーズ	シャルル7世	1444年
3	グルノーブル	シャルル7世	1453年
4	ボルドー	ルイ11世	1461年
5	ディジョン	シャルル8世	1494年
6	ルーアン	フランソワ1世	1515年
7	エクス	ルイ12世	1501年
8	ポー	ルイ13世	1610年
9	レンヌ	アンリ2世	1553年
10	メツ	ルイ13世	1634年
11	ブザンソン	ルイ14世	1676年
12	ドゥエ	ルイ14世	1680年
13	ナンシ	ルイ16世	1775年

ランクは、ルイ14世の「国王年鑑 (l'Almanach royal)」による。

GLOGENSON, "Note préliminaire sur l'histoire du Parlement de Paris," *Histoire du Parlement de Paris, Oeuvre complètes de Voltaire*, Boudouin Frères, Paris, 1825, p. 4.

主張となる。そして、見ることも触れる、ひとめできないはずの神秘体は、全国三部会の召集という政治的な見世物のかたちで具体的に再現される。つまり、当時のフランス人にとっては、国王と集会する全国三部会という政体は、フランスの神秘体と同義であったのである。⁽⁹⁾

全国三部会の召集手続きは、次のとおりである。まず最初に、国王の名において、全国三部会の召集状が発せられる。召集状には、集会の理由、場所、選挙方法および人数が明記されている。人数は、一定ではなく、百年戦争と宗教戦争の時代には、人数が多くなる傾向が見られる。召集状の謄本は、フランスの各バイイ(代官)管区(bailliage)に送付され、召集の知らせは、各バイ

イ管区の主要都市に送られる。さらに、各バイイ管区の町村と教区に謄本が送付される。こうして、頭に発した考(10)えがその他の身体の部分に直ちに送られるように、国王の言葉は、神秘体のすべての構成員に伝えられるのである。国王の言葉を受け取ったフランス人民は、直ちに、その意志をまとめ上げる過程に入る。つまり、地方の集会の意思は、「陳情書」にまとめられ、これを最終的に全国三部会が、全体的な「陳情書」に集約した。この過程においては、代議員は、国王との交渉権を与えられながらも、選挙人の意思を伝える代理人でもあつた。代議員は、陳情書の内容を歪曲しないといふという命令委任 (mandate impératif) に拘束されたのである。⁽¹¹⁾したがつて、選挙人の意思是、全国三部会の討議に先立つて存在しており、全国三部会を通じて一つの意思に集約されるのである。

命令委任制度は、王権を強化するための道具なのか、それとも地方の特権を擁護する手段なのであろうか。特に、租税問題においては、全権を委任された代議員は、選挙人のために、増税ではなく減税するよう活動するものと解されていてから、後者の見解が妥当であろう。ただし、全国三部会で少数意見となつた場合には、自分の選挙人の立場を変更することも可能であつた。⁽¹²⁾このように、陳情書と命令委任という二つの慣行は、国民意思の透明な再現を確保した。少なくとも理論的には、代議員と代議員が再現するものとの間には、完全な透明性があつて、全国三部会を通じて、フランスの全人民が国王にまみえることができると考えられたのである。⁽¹³⁾この再現過程は、特に、第三身分にとつては、大変な負担であつた。開会式での国民の神秘体を象徴的に再現する儀式が挙行され、直ちに、これに対応する国民意思の集約が続いた。つまり、代理人たちは、自分たちの地域の陳情書を各自分の一つの一般的な陳情書に融合した。それから、数百万のフランスの住民の意思を理論的に一つに融合するために、三身分は、一堂に会し、一つの陳情書を作成し、これを国王に提出した。国王は、これを受領し、この最終的な一般陳情書にどのように応え、最終的な措置をとるかを決める行為によつて、国王意思を国民の意思と融合し、神秘体が全体と

して、一つの意思をもつた一つの身体として語ることができたのである。⁽¹⁴⁾

(iii) 「神秘体」概念の黄昏

一六世紀後半には、宗教戦争によつて、従来の調和の取れた社会という概念が維持できなくなつた。全国三部会と国王との対立が意識され始め、「神秘体」概念がかげりを見せ始める。「重大な宗教的・政治的・社会的亀裂」ゆえに、一五六〇年の全国三部会以降、三身分は、陳情書を一つにまとめることを止め、各自分がそれぞれの陳情書を国王に提出するようになつた。一五五九年、大司教シャルル・ドゥ＝マリヤック (Charles de Marillac) は、全国三部会の開催を求める演説で、宗教と人民の幸福を維持することが国王の使命であるとし、全国三部会が国王の権威を弱めることになるという批判に対し、次のように論駁している。「したがつて、三部会は、国王の権威を確立するのであって、権威を縮減するものではない。人民は、国王の意志に反しないことのみを提案するからである。：人民は、国王の希望を聞き、かくも善良な者たちなので、国王の希望を拒否することなどない」と述べ、三部会を召集し、人民の意見を聞くこと意義を説いた。⁽¹⁵⁾ カトリックとプロテスタントとの和解を説く大法官のミシェル・ドゥ＝ロピタル (Michel de L'Hôpital) は、一五六〇年の全国三部会において、「われわれ全てが身体であつて、その頭が国王であるならば、腐った身体が他の部分に広がつて、死を招くよりも、これを切り落とすほうがずっと適切である。伝染病に苦しむ者がいたなら、その者を町から追い出すであろう。つまり、扇動者を追い払うことには、ずっと十分な理由があるのである」と発言した。ロピタルは、ここでは、神秘体を排除の論理として使つてゐる。国王は、その王位をわれわれから受け取つたのではなく、神から受け取つたのであるから、服従の意思のない者は、身体の生体部分では全くなく、むしろ「腐つて」、病に侵されており、身体全体の健康に対する脅

威なのであると考えられたのである。⁽¹⁶⁾

一五八八年の全国三部会では、国王アンリ三世自身が「三部会の開催は、：君主の正統権威を縮小あるいは消滅させるものではなく、この権威を再確認するものである」と述べ、全国三部会の意義を君主の権威の強化にあると考へていて⁽¹⁷⁾。ボダンも、この見解に立つ。「君主の主権は、三部会が存在したからといって、変化しないし、縮減しない。それどころか、国王の威儀は、その人民が国王を主権者と認めることを見れば、ますます强大で、輝かしいものとなる」と述べている。⁽¹⁸⁾ボダンは、『歴史認識方法論』において、君主制、貴族制および民主制という三つの統治形態を理論的的前提としつつも、三つの混合政体という中世的な考え方ではなく、三つのうちで君主制が最も優れた統治形態であると結論づけ、同じ趣旨を『国家論』で繰り返している。⁽¹⁹⁾ただし、ボダンの君主制の中核概念としての王権は、神の法と自然の法、（王位継承と領土の不可譲からなる）王国基本法および（慣習法と判例からなる）所有権の尊重という諸原則によつて制約されると解されていた。

しかし、一方では、このような全国三部会と地方三部会の存在を背景に、三部会の意義を軽視し、ローマ法に基づいて絶対主義を強調する見解に対し、国王の権力に種々の制約を認める立憲主義思想を強調する者も現れた。たとえば、ユグノー派のフランソワ・オットマンは、フランスの歴史に立憲主義を見出そうとした。フランス人の祖先は、君主制、貴族制および民主制という三種類の統治を混合して、最善の国家形態を設けるのであるから、王国の基本法は君主も侵すことのできないこと、国王には全国三部会を招集する義務があること、国王は主権を三部会と共有することを主張した。⁽²⁰⁾

全国三部会において、国王と代議員が一体化することによつて、神秘体の意思が生まれるという観念は失われ、唯一不可分の主権は、頭と身体の双方に同時に存在することはありえないのであるから、いざれか一方に存在しな

ければならぬことなりた。一五八九年、アンリ三世が、一六一〇年、アンリ四世が暗殺され、一六一四年に全国二二部会が召集されたときには、全国二二部会は、強力な君主に率いられた統治機関を有する中央集権国家を建設するべく力を望んだ。二二部会で文書化された「第三身分の一般陳情書」⁽¹⁾（これは、一部に異論が出たため、第三身分の「陳情書」とは別の文書とされた）において、絶対主義支配の必要性を説く「政治的ガリカン主義（political gallicanism）」⁽²⁾が反映されてゐる。「いかなる理由であらうと、国王を暗殺する」とは許され⁽³⁾ず（暴君であつても、国王の殺害は正当化されない）のであるから、暴君を殺害でもゐるかう主張は、否定されている）、「われらの国王は、王国においで、あらゆる種類の主権を有する主権者であつて、教皇その他の君主の封臣ではなく、世俗の事柄の管理に関しては、神に直接従うのであつて、自分自身以外に、上級者を認めない」と主張している。⁽²²⁾結局、三身分は、権力を国王の手にめだね、第三身分も、国王が主権者であり、その権力が直接神に由来し、国王に背く者は、すべて「反乱者であり、王国基本法の侵犯者であり、最悪の大逆犯」であることを認めた。⁽²³⁾一六一四年から一五年にかけて開かれた全国二二部会の代議員たちは、フランスを国王の絶対主義にめだねてしまつたのである。

(1) MAJOR, *op. cit.*, pp. 19–20.

(2) *Ibid.*, p. xx.

(3) MAJOR, Russell, *The Estates General of 1560*, Princeton University Press, 1951, p. 120.

(4) ヤコブ・マニカ・モーリー『トマ・ヘンリイ・ガリカン主義』（福音社、一九八六年）

(5) FRIEDLAND, Paul, *Political Actors: Representative Bodies & Theatricality in the Age of the French Revolution*, Cornell University Press, Ithaca, 2002, p. 30. 摘訳泥鰌『世界ヨーロッパの社会観』（講談社学術文庫、一九〇〇七年）

- (6) KANTOROWICZ, Ernst H., *The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, Princeton University Press, 1957, pp. 218–20.
- (7) FRIEDLAND, *op. cit.*, p. 31.
- (8) KANTOROWICZ, *op. cit.*, p. 220.
- (9) *Ibid.*, p. 33.
- (10) MAJOR, Russell, *The Deputies to the Estates General in Renaissance France*, The University Wisconsin Press, Madison, 1960, pp. 4–5. 鈴田良々『トトハス法制度概説』(山形社、一九八六年) 11110～1頁。オットマール・マニタハ・タハニ塙 訳『トトハス法制度概説』(創文社、一九八六年) 五六〇～一頁。
- (11) カル・シュタ・マルグールは、代理人の任務を次のように定義している。「代理人は、外交官であつて、国王が国民の権を聽くべしとする所には国王に派遣されるが、代理人は、全權を委任されしる。…いのりし全體に、代表觀念は、明ひたゞある。全國の國王の前に國民の様々な要素を代表する方法は、外交官が外国君主の前に、自分の國を代表する方法だ、おの意味だ、似たまね」¹⁵ MALBERG, Carré de, *Contribution à la théorie générale de l'état*, t. 2, Sirey, Paris (1922), p. 239.
- (12) MAJOR, *The Deputies to the Estates General in Renaissance France*, *cit.*, pp. 8–9.
- (13) FRIEDLAND, *op. cit.*, pp. 34–5.
- (14) *Ibid.*, p. 37.
- (15) MAJOR, *The Deputies to the Estates General in Renaissance France*, *cit.*, p. 34.
- (16) FRIEDLAND, *op. cit.*, pp. 45–6.
- (17) MAJOR, *From Renaissance Monarchy to Absolute Monarchy: French Kings, Nobles and Estates*, *cit.*, pp. 49–50.

- (18) *Ibid.*, p. 36.
- (19) BODIN, Jean, *La methode de l'histoire*, Société d'Édition, Paris, 1941, p. 266; The Six Books of a Commonwealth, Harvard University Press, Cambridge, 1962, p. 193.
- (20) MESNARD, Pierre, "Introduction," BODIN, Jean, *La methode de l'histoire, cit.*, pp. xxiv-v.
- (21) HOTMAN, Francois, *Franco-Gallia*, Presses Universitaires D'Aix-Marseille, Aix-Provence, 1991, pp. 294-5.
- (22) MOUSNIER, Roland, *L'assassinat d'Henri IV*, Gallimard, 1964, pp. 260-4.
- (23) *Ibid.*, pp. 265-6.

(3) ハルヌス絶対主義国家の構造

近年の歴史学においては、王権の拡大、行政の近代化、新官僚の重用等と云う要素に重きを置く旧来の絶対主義概念の妥当性が疑問視されるようになつた。特に、プロヴァンス、ビフィネ、ブルターニュなどの地方三部会のある地域では、王権と地方三部会との交渉や妥協が不可欠であり、この古典的な絶対主義は、存在しなかつた⁽¹⁾ものである。

政府は、中央集権化を強引に推進していくと云ふよりも、大抵は、ただ単にどんな手段によつてか、特に、地方三部会のある地方のように歴史的に税負担が軽かつたといふからであるだけ多くの税を取り立てよつとしていただけなのである。地方の貴族の援助と服従を得るために、国王や大臣の恩寵関係にも頼らざるをえず、制度改革は、かなりの抵抗に遭い、後退せざるをえなかつた。国王の政策の成功は、恩寵関係による互恵的な取引きにかかる。

いた。したがって、絶対主義の背景にあるのは、「ルイ一世が築いたのは、より強大で、徵税能力の点では、ルネッサンス国家のもつとすぐれたタイプの国家であった」⁽²⁾。

この恩寵関係は、封建的な忠誠から発達したものであつたが、アンリ四世とルイ一世の治世においては、人と人との関係は、封建関係というよりも、「主人—支持者 (maître-fidèle)」関係が重要となつた。この忠誠関係は、国王個人と支持者との忠誠を中心とする関係であつて、単なる奉仕と報恩というより、支持者の側からの全面的な服従を意味する。⁽³⁾この関係を宰相のリシュリューやマザランのような政府の要人とその支持者の関係に適用すれば、「保護者—子分 (protecteur-creatuer)」関係となるが、ルイ一世の時代になると、この「主人—支持者」関係には変化が見られるようになつた。「朕は、国家である」ということは、国王が国家を具現すると考えられるといふことであり、忠誠の紐帯を国王よりも国家に向けることを意味する。この忠誠関係では、国家が「主人」の位置を占め、「支持者」は、臣民に変化し、「臣民—国家 (sujet-Etat)」という関係が出現するのである。⁽⁴⁾したがつて、恩寵関係は、絶対主義化の官僚制度に瀆職が蔓延していったとの証といふことではなく、一七世紀の統治制度自体に内包された一種の制度である。⁽⁵⁾

このような君主の地位は、王権神授説に基づいていた。ボシュエは、王権の四つの性質を指摘する。⁽¹⁾「国王の身体は、神聖であつて、：国王を攻撃しようとする」とは、瀆神である」として、王権が神聖であること、⁽²⁾「公権力に起因する服従は、人が両親を敬うべきであるとする戒律に見出される」のであるから、王権は、家父長權であり、その性格は、善であること、⁽³⁾「君主は、その命じたところについて何人にも責任を負う必要がなく」、「国家のために、あらゆる権力がただ一人にゆだねられている」のであるから（ただし、法の衡平に服するといふ点では、法から自由であるというわけではないが）、王権は、絶対的であり、⁽⁴⁾「君主は、法を知らなくてはなら

ない」という点では、王権は、理性に服をなしてはならないとしたのである。⁽⁶⁾

しかし、ルイ十四世の治世の終わり頃になると、このよくな「国王トーゼ (thèse royale)」に対する、「貴族テーゼ (thèse nobilitaire)」となるべき見解が現れた。歴史家のブーランヴィリエ (Henri de Boulainvilliers) は、フランス史は、フランク人戦士がゴールを征服したときに始まり、先住民は農奴となり、征服者は貴族となつたと主張した。そこでは、フランク人は、自由平等なフランス国民であつて、主権を有する国民議会を有していたと描かれるのである。⁽⁷⁾これに対して、外交官にして歴史家のデュボ (Jean-Baptiste Dubos) は、メロヴィング朝は、ローマ帝国の正当な相続人であつて、当時、フランス国民なるものは、存在しなかつたと論じた。フランスの多様な民族は、フランス君主が封建社会において貴族に奪われた王権を回復したときに、一つの同じ国民に融合したというのである。この発想には、「貴族」と「国民」が別物であるとするのが前提とされている。⁽⁸⁾しかし、フランスの歴史に「国民」が政治的主体の一方の極として位置づけられるようになつた。

国王とパルルマンとの対立の中で、「国民」概念は、やるなる展開を遂げる。しかし、パルルマン裁判官は、封建的特権に固執する反動貴族階級の代表者立ちであるところが、ガルフェーヴルやソブールなどの伝統的見解であった。⁽⁹⁾しかし、フランス革命に至る政治思想の点で、パルルマンの果した役割を単に封建反動として斥けることはできない。革命前のフランスの立憲主義思想を理解するためには、パルルマンの果した役割の理解が不可欠であるからである。パルルマンの裁判官は、法服貴族として、徐々に団体意識を育み、自分対置は団体の構成員だという意識をもつようになつた。出自と関わりなく、主権裁判所や政府の要職についている者たちは、貴族と見なされるようになつた。帶剣貴族は、法服貴族を新参者として軽蔑したが、同じ法服貴族の中でも、政府に高い地位をもつ者とうではない者との間で分かれていただけでなく、パルルマン裁判官のような売官職と地方長官のような監督職との

間でも割れていた。したがって、ルイ一四世が個人的な統治を始めたときには、貴族がその職歴、地位、富および社会慣習によつてたくさんの集団に分裂しており、ルイ一四世は、この分裂を利用して個別の貴族集団と取引したのである。⁽¹⁰⁾ 一七一五年、ルイ一四世の薨去の直後、パリのパルルマンは、次のように宣言し、国王の遺言に反して、オルレアン公を摂政として承認した。「裁判所は、法廷全部が集合して、問題を審理し、国王が未成年の間、王国の支配に配慮するように、オルレアン公殿をフランスの摂政とすることを宣言する」と。オルレアン公は、「いかなる資格で摂政を望むべきかということはさておき、特に、諸君の助言と賢明な諫奏によって助けられながら、私の熱意によつて国王に奉仕し、私の愛情によつて公共善を増進するのであるから、摂政に適任であることを諸君に誓う」と宣言した。⁽¹²⁾ こうして、パルルマンは、国政上重要な機関であると認められ、政治の表舞台に躍り出たのである。⁽¹³⁾ 一七一五年一一月一五日、大法官ダゲソー (Henri-François d'Aguesseau) は、パリの裁判所で、次のように演説した。共和国では、「どの市民も、幼いときから、実際には誕生のときから、国家の命運を自分のものと見ることに馴れている。この完全な平等との種の市民の友愛がすべての市民を一つの家族に変え、祖国の幸運と不運とに平等に関心を抱かせるのである」と。ダゲソーにとつては、祖国は、完全な平等と市民の友愛とを享受する市民団体であつて、祖国愛は、君主ではなく、公共善に対する愛である。⁽¹⁴⁾ 祖国 (patrie) は、「神秘体 (corpus mysticum)」思想に倣つて、「第一の聖性」と捉えられたのである。⁽¹⁵⁾

さらに、パルルマンと国王との関係は、一七一三年クレメンス一世が発布した大勅書「ウニゲニトゥス (Unigenitus)」(ジャンセニズムの主唱者ケネルの命題を排斥した文書) の効力をめぐつて大きな転機を迎えた。大勅書は、ジャンセニズムを支持するパルルマン裁判官のガリカン主義と対立する内容を含んでいた。パルルマンは、大勅書の効力を否定し、その強制に抵抗したが、一七三一年三月、枢機卿のフルリ (Fleury) は、大勅書を擁護

する立場から、教会に宗教上の検閲権を認めてしまった。フルリは、フランス人を教皇至上権から守ってきたガリカン的伝統を無視し、「宗教権力に与して国王の権利を殺いだばかりでなく、その強固な支持者をも奪つたのである⁽¹⁶⁾」。こうして、ルイ一四世の死去以降、急速に衰えつつあつた王権神授説は、その制度的な支えも失つていつた。

一七五〇年代以降、国王とパルルマンの対立は、「ウニゲニトゥス (Unigenitus)」の効力をめぐつて再燃した。パルルマンは、一七五三年四月、「大諫奏」を国王に提出し、「国王の絶対権力とそれに奉仕することの善とが対立するなら、裁判所は、前者よりも後者を尊重するから、不服従といふ」とは消滅し、義務から解放される」と宣言している⁽¹⁷⁾。同年、パリのパルルマンの弁護士であるル＝ページュ (Le Paige) は、国民の主権は、直接行使されたのではなく、代表機関を介して行使されたのであり、この代表機関を継ぐものがパルルマンであると主張した⁽¹⁸⁾。そして、一七五五年の「諫奏」においては、国民を代表する機関としてのパルルマンは、パリのパルルマンだけではなく全国のパルルマンが单一の団体を形成していると述べるに至つている。複数のパルルマンが一体となつて国民を代表するというのである。

パルルマンと国王との対立は、一七七一年一月、頂点に達し、大臣のモープー (Maupeou) は、裁判官職を没収し、裁判官を追放して、売官制を廃止しようとしたが、結局、改革は失敗に終わつた。ル＝ページュは、一七七年、フランスのパルルマンの権能をイギリスのパーラメントと比較して、次のように考察している。「イギリスのパーラメントとフランスのパルルマンの間には大変な違いがあつて、前者は、『われは望まない』と述べて、法案を否決するのに対して、後者は、『われわれは望まない』と述べることで法案を否決する。一方は、自分自身の権威によつて活動するが、他方は、正義と理性、国王の利益または同意することが許されていない臣民の利益のた

めに、活動する。」⁽¹⁾からもう一つの大きな違いが生じ、前者は、否決を正当だと説明しなくともよいのに対し、後者は、否決の裁判しか根拠がなく、正しいことを証明し、さらにこれを主権者である国王に説明するばかりか、国民にも判決によつて説得しなければならない。フランスのパルルマンの力はすべて正しいことにあるからである。その最悪の不幸は、間違うことにある、間違つたままでいることにある。間違つゝとは、罪ではなく、人の悲しい性であるにせよ、広く誤りであると認められれば、国民と主権者である国王は、パルルマンに対して団結するからである。そして、パルルマンは、何人も不満を申し立てなくとも、君主が押しつぶすことができる。これは、取り返しのつかないパルルマンの損失となるだろう⁽²⁰⁾」と。ル＝ページュの議論によると、パルルマンは、その権威は、国王に由来するとしていつも、国民を代表する可能性も認められているが、両者が根本的に矛盾するとは意識されていない。⁽²¹⁾モーブーのパルルマンの除去政策に対抗して、パルルマンは、自らを「愛国派 (parti patriote)」と称して、祖国の護民官であると位置づけた⁽²²⁾。

しかし、祖国は、パルルマンと結びついた言葉なので、これを避ける傾向が生まれ、その代わりに、国民という言葉が用いられるようになつた。パリのパルルマンが全国三部会の召集を認めたときに、その手続きを一六一四年の三部会に倣うとしたことは、つまり、僧侶、貴族、市民の代議員を同数とすることは、大多数のフランス人を少數派に転落させることであり、パルルマンの爱国的な主張は、一機に信用を失つた⁽²³⁾。国民という言葉も、歴史的に援用されてきた言葉であったが、一方では、地方三部会も、その歴史的に承認された自由を主張し、地方は、フランス諸国民を形成するのであって、フランスと対等の存在であると主張した⁽²⁴⁾。個々人から構成される国民という概念は、まだ確定していなかつたのである。

その政治的余波の中で、マブリ (Mably) は、『フランス史考察 (Observations sur l'histoire de France)』を著

し、ペルルマンの古き憲法論を批判するのみならず、古き時代の調和に満ちた「国民」が封建的な抑圧と国王の專制の犠牲者となつたといふ歴史を描いて見せた。⁽²⁵⁾ また、マブリは、位置する古代ギリシャ・ローマへの関心を有しており、一七世紀のオランダ共和国、スチュワード・ハノーヴァー朝イギリスおよび植民地アメリカに影響を与えた共和主義思想が見られる。ハーリスの『第三身分とは何ぞ (Qu'est-ce que le Tiers état?)』における国民概念は、周知のように、第三身分を国民と同視し、貴族を敵視するものであった。⁽²⁶⁾ ハーリスによれば、市民によって構成される国民としての概念がフランス革命において決定的役割を果すに至つた。

- (1) BOHANAN, Donna, *Crown and Nobility in Early Modern France*, Palgrave, Hampshire, 2001, p. 3.
- (2) *Ibid.*, pp. 151–2.
- (3) MOUSNIER, Roland, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. I, 2^e ed., Presses Universitaires de France, 1994, Paris, pp. 85–6.
- (4) *Ibid.*, pp. 91–2.
- (5) マベリックが強調する強い統一結ばれた忠誠關係は、やがて実利的なものへと変化して批評される。⁽²⁷⁾ BEIK, William, *Louis XIV and Absolutism: A Brief Study with Documents*, St. Martin's Press, Boston, 2000, pp. 15–6.
- (6) *Ibid.*, pp. 168–70. 「王權集権化」の傾斜への「王權釋義説」による王權の正統性を根據づけたものが「王權國體 (the kingly state)」である一方で、臣民の「王權」に対する愛戴感が弱まつたのである。
- (7) WRIGHT, J. K., "National Sovereignty and the General Will: The Political Program of the Declaration of Rights," *The French Idea of Freedom: The Old Regime and the Declaration of Rights of 1789*, Stanford University Press, pp. 204–5.

- (8) *Ibid.*, p. 206.
- (9) STONE, Bailey, *The Parlement of Paris, 1774–1789*, The University of North Carolina Press, Chapel Hill, 1981, p. 8.
- (10) MAJOR, *op. cit.*, pp. 374–5.
- (11) *Histoire du Parlement de Paris, Oeuvre completes de Voltaire*, Boudouin Freres, Paris, 1825, p. 329.
- (12) *Ibid.*, p. 328.
- (13) SHENNAN, J.H., *The Parlement of Paris*, Eyre & Spottiswoode, London, pp. 285–6.
- (14) BELL, David A., *The Cult of the Nation in France: Inventing Nationalism, 1680–1800*, Harvard University Press, Cambridge, 2001, p. 51.
- (15) *Ibid.*, p. 38.
- (16) SHENNAN, *op. cit.*, p. 306.
- (17) *Ibid.*, p. 310.
- (18) WRIGHT, *op. cit.*, p. 207.
- (19) SHENNAN, *op. cit.*, p. 311.
- (20) MAIRE, Catherine, *De la cause de Dieu à la cause de la Nation: Le jansenism au XVIII^e siècle*, Gallimard, 1998, p. 547.
- (21) *Ibid.*, pp. 548–9.
- (22) BELL, *op. cit.*, p. 69.
- (23) *Ibid.*, p. 72.
- (24) *Ibid.*, p. 73.

(25) WRIGHT, *op. cit.*, p. 208.

(26) WRIGHT, Johnson Kent, *A Classical Republican in Eighteenth-Century France: Political Thought of Mably*, Stanford University Press, Stanford, 1997, *Ibid.*, p. 18.

(27) シーハス(ハイヒス)／大正誠訳『第三階級とは何か』(岩波文庫、一九五〇年)。

(4) 絶対主義と税制

(一) 租税制度と売官制

一七世紀、フランスは、まず最初に、ハプスブルグ王朝と争い、次にオランダ、イギリスの海洋勢力と戦わなければならならず、長期にわたる消耗を強いる戦争を遂行した。つまり、一六四八年までの三〇年戦争、一六五九年まで長引いたスペインとの戦争、一六六七年のフランドル帰属戦争、一六七一年から七九年にかけてのオランダ戦争(これは、直ちに同盟との紛争となつた)、一六八八年から九七年までのアウグスブル同盟戦争と一七〇一年から一四年のスペイン継承戦争を行つた。スペイン継承戦争では、フランスは、海洋勢力国家によつて引き起されヨーロッパの同盟によつて、ヨーロッパの海洋、殖民、世界的な霸権がかかつた鬭争に巻き込まれた。さらに、一七世紀末から一七八九年の間は、フランスは、英國との間で一種の第二次百年戦争とでも言つべき状態にあつた。したがつて、フランス財政は、ほとんど常に戦費の調達に苦しんでいた。しかし、一六一四年を最後に全国三部会は、召集されなかつたから、全国三部会の同意なしで徵稅したことになる。そこで、アンシャン・レジーム財政の典型だつたのは、フランスであつたともいわれるのである。フランソワ一世は、一二世紀には、売官制度を設け、

財政処理のために官職税局 (Bureau des Parties Casuelles) を置いた。売官制度は、利益を伴う司法上の権利を一定期間貸し出すという慣行から始まったが、一六世紀の初めまでには、財政上の官職と司法官職の売官が定着した⁽¹⁾。官職購入と引き換えに、官職保有者は、購入価格の10%を固定給 (gage) として受け取った。つまり、官職保有者は、長期借入債権者ことならなかつた。しかし、国王は、短期借入れも必要としていたから、官職保有者は、官職が徴税にかかるものであれば、税の徴収よりも前に短期借入れに応じなければならず、支出のかかわるものであれば、支払に先立つて支出しなければならなかつた。そこで、かれは、パリの金融市場で借りざるをえなかつた。こうして、官職保有者は、金融業者、徴税請負人、交渉人や仕事人 (financiers, partisans, traiteurs, and gens d'affaires) と様々に呼ばれる人たちの大きな網の目の中に位置していたのである。⁽²⁾ また、一七世紀までに、官職購入には、貴族身分の取得をともなうようになつた。法服貴族がそのために設けられたのである。こうして、売官制度は、裕福な第三身分が貴族へと上昇する有力な手段となつた⁽³⁾。

このように、売官制によつて、官職は、売買や投資の対象となり、貴族・市民の豊で影響力のある臣民が国家の利益と権威を共有できるようになるだけでなく、公権力は、新たな形態の私的所有形態として神聖化され、絶対主義は、封建的過去に結びつけられた。このことは、最も有力な家臣と協議しなければ、国王といえども社会を統制できないことを意味すると同時に、王の権威は、理論上契約によるものではなく、絶対主義的であつて、官吏に対する直接要求であるとされた。売官制に移譲された権力は、直接的な経済強制と違つて、政治的・司法的なものであつた⁽⁴⁾。

しかし一方では、売官制があるために、国主は、これを回避する方策が必要となり、地方長官 (Intendants) 制度が導入された。その起源は、一七世紀前半の三〇年戦争の時代にさかのぼり、農民に対する直接税を徴収するた

めであった。王権の積極的な実行者であったが、民衆の抵抗を受けつつも一方では、地方代官は、地方のエリート層とも結びついていた。⁽⁵⁾ 租税制度の中核をなすタイユ (taille) 税は、第三身分に課せられる税であったが、僧侶と貴族以外にも、免税特権が認められていった。しかし、この免税特権が認められることが貴族の証という社会意識が生まれていった。一五世紀から大革命まで、僧侶、貴族、都市住民、特定の地方の住民、官職保有者集団が完全なタイユを免除されたため、この免税措置が社会的な恥辱から免れるという特権の顕著な証明となつた。⁽⁷⁾ タイユは、徵税管区 (pays d'élection) に課せられる対人タイユ (taille personnelle) と地方三部会地域に課せられる対物タイユ (taille réelle) とに分けられる。

一六世紀フランスでは、大蔵大臣が一年間のタイユ税の総額を定め、総徵税管区に割り当て、これをさらに各総徵税管区の直接税区 (élection) に割り当て、各直接徵税区では、教区内で税を割り当てられた。各教区が金額を割り振られると、タイユの義務のある教区住民は、村委会で集会し、税を家長の間に割り振つて、これを徵収する課税額査定者と徵税人とを選出した。税額が徵収され、受領者に送付され、教区は、負債から解放されるのである。したがつて、タイユは、集団的な税なのである。この性格は、一七世紀の半ばに、州に代官制度が導入され、変わらなかつた。対物タイユは、地方三部会がこれを行行政区に割り振つた。⁽⁸⁾

(ii) 税制改革と絶対主義

一七世紀の初めには、フランスの約五二・四%に、課税に同意していた地方三部会があつて、約八・二%では、規則的に集会し、官僚組織を有し、自分たちの用途に課税を可決し、国王への諫奏を準備していた。フランスの約一一・六%では、三部会は、折に触れて集会し、租税その他の問題を処理した。残りの一六・八%においても、三

部会は、慣習を編纂し、条約を承認し、全国三部会への代議員を選出するためには集会した。しかしながら、一七世紀が終わりに近づくまでは、フランスの領土である前記地域の約六八%で、集会は、休止してしまった。したがつて、フランスの110%だけが、三部会を有していて、国王の後見の下で、引き続き課税を可決していたにすぎない。⁽⁹⁾

このことは、フランスには、全国一律に適用される徵稅制度を欠いていることを意味する。無論、より中央集権的な徵稅制度を確立しようとする動きがなかつたわけではない。一七世紀初頭、アンリ四世の下で、シユリ (Sully) は、徵稅裁判所を地方三部会地域にも設置することによって、統一的な徵稅制度を創設しようとした。しかし、アンリ四世が暗殺されると、この計画も潰えてしまった。一方で、シユリは、一六〇四年、売官制を存続させるポーレット (paulette) と二つ仕組みを考案した。これは、「年税 (droit annuel)」とも呼ばれ、官職の価格の六〇分の一を毎年支払えば、その官職の譲渡が可能となるという制度である。⁽¹⁰⁾ しかし、これには、発案者も予期しなかつた副作用をもたらした。年税 (the droit annuel) によって、官職を相続人に譲ることを保障したために、官職保有者は、官職を得るために恩寵関係にあつた貴族の影響から自由になつたのである。しかし、このことによつて、官職保有者が国王に依拠するよつになつたともいえる。⁽¹¹⁾

ルイ十三世の大臣リシェリュー (Richelieu) も、税制改革に関心を抱き、特に、売官制とポーレットの廃止を望んでいた。ところが、リシェリューは、外交問題に関心を強く抱き、国内問題は、大法官のミッシェル・ドゥ・マリヤック (Michel de Marillac) にあだねられた。しかし、マリヤックの強引な改革は、パルムアンと地方三部会の反感を買ひ、失脚した。リシェリューは、懷柔策をとり、制度改革を断念し、代わりに自分の縁故者と忠誠心に厚い者を部門として国政の運営に用いた。マザラン (Mazarin) は、このよつな統治制度を受け継ぎ、地方長官

制度を活用して、中央集権化を試みたが、パルルマンの裁判官その他の官吏の抵抗にあい、これがフロンドの乱の一因となつた。しかしマザランは、裁判官が国王にとつても危険な脅威となつたことを悟らざるを得なかつた。⁽¹²⁾

フランスの状況は、中世末のジェノヴァと同じである。すなわち、「制度が発展して最高の段階に達したとき、当事者は、一人残るだけだ。つまり、一方には納税者が、他方には国の債権者が。そして、課税から得られた収入は、もはや公権力機関の手の中を通りすぎるにすぎない」⁽¹³⁾。しかし、一七世紀のフランスが中世末のジェノヴァとなるのは、フランスは商人国家ではなく、四万ないし五万の官職保有者と配当金受取人は、全家庭の一・五%程度であつた。やがて、金融業者と国家との関係は中世以来の不信に満ちていった。⁽¹⁴⁾

ルイ十四世は、増大する戦費の調達の必要から、タイユの増税では足りず、人頭税 (capitation) を導入しただけなく（一六九五年～八年、一七〇一年～九〇年）、一〇分の一税 (dixième) を設けた（一七一〇年～七年、一七二二年～七年、一七一四年～九年）。その後、これは、一一〇分の一税 (vingtième) となつた（一七四九年～九〇年）。これらの税は、社会的身分のいかんに関わらず全国一律に課せられる税である。⁽¹⁵⁾

ルイ十四制は、人頭税 (capitation) を導入する際、裁判所の管轄と村委会を経ずに徵収するために、裁決委員 (commissaires déparis) を置いた。この制度は、一〇分の一税 (dixième) 導入の際にも、適用された。したがつて、税は、村委会を経ないのであるから、集団ではなく、各人に課せられる」となり、それは、債務者ではなく、納税者 (contribuable) と呼ばれるようになつた。⁽¹⁶⁾ 新たな税制度は、従来の制度に変革をもたらした。つまり、管轄権が裁判所からトクヴィルが「行政裁判」というものへと移動したのである。⁽¹⁷⁾

国王の新たな税制の導入を納得させる戦略は、勅令を通じての世論に対する訴えであった。人頭税 (capitation)

ル10分の1税 (dixième)・110分の1税 (vingtième)導入に際して、国王は、⁽¹⁸⁾「第一にして、税制度の普遍性と平等原則の強調であった。」⁽¹⁹⁾十八世紀の間に、国王が新税の導入を正当化するたるに用ひだした主張は、以下のある。
「庶民的、[普遍的な]税が人民を救済し、王国の防衛を強化し、債務の支払に充てられる」である。

- (1) DOYLE, William, *Venality: The Sale of Offices in Eighteenth-Century France*, Clarendon Press, Oxford, 1996, pp. 2-3.
- (2) MACDONALD, James, *A Free Nation Deep in Debt: The Financial Roots of Democracy*, FSG, New York, 2003, pp. 138-9.
- (3) *Ibid.*, pp. 139-40.
- (4) BEIK, William, *Absolutism and Society in Seventeenth-century France: State Power and Provincial Aristocracy in Languedoc*, Cambridge University Press, 1985, p. 13.
- (5) BEIK, *Ibid.*, pp. 14-5.
- (6) 領主が貴族と聖職者以外の領内の住民に課した直接税である。1719年、全国111都合せ、百年戦争の戦費調達のために、ハチャカルヤギニタヘルムカベ住民にかかる課税を課めた。野田・前掲書、188頁。
- (7) KWASS, Michel, *Privilege and the Politics of Taxation in Eighteenth-Century France*, Cambridge University Press, 2000, p. 32.
- (8) KWASS, *Ibid.*, pp. 48-9.
- (9) MAJOR, *From Renaissance Monarchy to Absolute Monarchy: French Kings, Nobles and Estates, cit.*, pp. 356-7.
- (10) *Ibid.*, pp. 370-1.

- (11) HAYDEN, J. Michael, *France and the Estates General of 1614*, Cambridge University Press, 1974, p. 12.
- (12) MAJOR, *op. cit.*, p. 373.
- (13) MACDONALD, *op. cit.*, p. 141.
- (14) *Ibid.*, p. 142. | ははやくも | まことに、ハルハルが、はるかに大きめの大きな破産があつた (*Ibid.*, p. 143.)^o
- (15) KWASS, *op. cit.*, p. 34.
- (16) *Ibid.*, pp. 51-2.
- (17) *Ibid.*, p. 53.
- (18) *Ibid.*, pp. 41-2.
- (19) *Ibid.*, p. 43.